

○ 労働金庫法施行規則第一百四十一条第五号二等の規定に基づき、自己資本の充実の状況等について金融庁長官及び厚生労働大臣が別に定める事項（平成十九年金融庁・厚生労働省告示第一号）

改正案	現行
<p>(単体における事業年度の開示事項) 第二条 (略) 2・3 (略) 4 第一項の定量的な開示事項は、次に掲げる事項とする。 一～四 (略) 五 証券化エクスポージャーに関する次に掲げる事項 イ 金庫がオリジネーターである場合における信用リスク・アセットの算出対象となる証券化エクスポージャーに関する次に掲げる事項 (1)～(11) (略) (削る) ロ 金庫が投資家である場合における信用リスク・アセットの算出対象となる証券化エクスポージャーに関する次に掲げる事項 (1)～(4) (略) (削る) 六 出資等又は株式等エクスポージャーに関する次に掲げる事項</p>	<p>(単体における事業年度の開示事項) 第二条 (略) 2・3 (略) 4 第一項の定量的な開示事項は、次に掲げる事項とする。 一～四 (略) 五 証券化エクスポージャーに関する次に掲げる事項 イ 金庫がオリジネーターである場合における信用リスク・アセットの算出対象となる証券化エクスポージャーに関する次に掲げる事項 (1)～(11) (略) (12) 自己資本比率告示附則第十三条の適用により算出される信用リスク・アセットの額 ロ 金庫が投資家である場合における信用リスク・アセットの算出対象となる証券化エクスポージャーに関する次に掲げる事項 (1)～(4) (略) (5) 自己資本比率告示附則第十三条の適用により算出される信用リスク・アセットの額 六 出資等又は株式等エクスポージャーに関する次に掲げる事項</p>

イ〜ニ (略)

ホ 株式等エクスポージャーのポートフォリオの区分ごとの額

七・八 (略)

(連結会計年度の開示事項)

第三条 (略)

2・3 (略)

4 第一項の定量的な開示事項は、次に掲げる事項とする。

一〜五 (略)

六 証券化エクスポージャーに関する次に掲げる事項

イ 連結グループがオリジネーターである場合における信用リスク・アセットの算出対象となる証券化エクスポージャーに関する次に掲げる事項

(1)〜(11) (略)

(削る)

ロ 連結グループが投資家である場合における信用リスク・アセットの算出対象となる証券化エクスポージャーに関する次に掲げる事項

(1)〜(4) (略)

(削る)

イ〜ニ (略)

ホ 自己資本比率告示附則第十一条が適用される株式等エクスポージャーの額及び株式等エクスポージャーのポートフォリオの区分ごとの額

七・八 (略)

(連結会計年度の開示事項)

第三条 (略)

2・3 (略)

4 第一項の定量的な開示事項は、次に掲げる事項とする。

一〜五 (略)

六 証券化エクスポージャーに関する次に掲げる事項

イ 連結グループがオリジネーターである場合における信用リスク・アセットの算出対象となる証券化エクスポージャーに関する次に掲げる事項

(1)〜(11) (略)

(12) 自己資本比率告示附則第十三条の適用により算出される信用リスク・アセットの額

ロ 連結グループが投資家である場合における信用リスク・アセットの算出対象となる証券化エクスポージャーに関する次に掲げる事項

(1)〜(4) (略)

(5) 自己資本比率告示附則第十三条の適用により算出される信

<p>七 出資等又は株式等エクスポージャーに関する次に掲げる事項 イ〜ニ (略)</p> <p>ホ 株式等エクスポージャーのポートフォリオの区分ごとの額</p> <p>八・九 (略)</p>	<p>用リスク・アセットの額</p> <p>七 出資等又は株式等エクスポージャーに関する次に掲げる事項 イ〜ニ (略)</p> <p>ホ 自己資本比率告示附則第十一条が適用される株式等エクスポージャーの額及び株式等エクスポージャーのポートフォリオの区分ごとの額</p> <p>八・九 (略)</p>
---	---